

物品の調達について、次のとおり一般競争入札を行いますので、公告します。

令和元年12月6日

地方独立行政法人奈良県立病院機構
理事長 上田 裕一

記

第1 競争入札に付する調達の内容

1 入札物件名

奈良県立病院機構の看護師白衣の購入

2 入札物件の数量等（数量については変動する可能性あり）

① パンツスーツ型ジャケット（脇ベルト仕様）（刺繍入）

数量 400枚（見込）

② パンツスーツ型ジャケット（ハイウエスト仕様）（刺繍入）

数量 300枚（見込）

③ パンツスーツ型パンツ

数量 680枚（見込）

※詳細は入札説明書及び別紙の仕様書のとおりとする。

3 納入期限

令和2年2月28日（金）

4 納入場所

奈良県総合医療センター（奈良市七条西町二丁目897-5）

奈良県西和医療センター（生駒郡三郷町三室一丁目14-16）

奈良県総合リハビリテーションセンター（磯城郡田原本町大字多722）

5 入札方法

入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、品目ごとに見積もった契約金額の110分の100に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）にそれぞれの発注予定数量を乗じた金額の合計金額を入札書に記載してください。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格とします。

なお、契約の締結は、入札内訳の品目ごとの単価に100分の10に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を加算した金額による単価契約とします。

第2 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる1から6までに該当する者が、この入札に参加することができます。

- 1 地方独立行政法人奈良県立病院機構契約規程（以下「契約規程」という。）第4条第1項及び第2項に該当しない者であること。
- 2 民事再生法の規定による再生手続開始の申立て中、または再生手続中でないこと。
- 3 会社更生法の規定による更生手続開始の申立て中、または更生手続中でないこと。
- 4 入札日時時点で、奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の期間中でない者であること。
- 5 公告日時時点で、奈良県における物品購入等の契約に係る競争入札参加資格者で、営業種目L1「被服類」に登録している者であること。
- 6 指定の期日に指定の場所へ指定の数量を納入できる能力があること。

第3 入札書の提出場所等

1 問い合わせ先及び契約担当課

〒630-8581 奈良市七条西町二丁目897-5

地方独立行政法人奈良県立病院機構法人本部事務局人事給与係

電話 0742-81-3400 FAX 0742-81-3404

2 入開札の日時及び場所

日時 令和元年12月24日（火）午前10時から

場所 奈良市七条西町二丁目897-5 奈良県総合医療センター内
奈良県立病院機構 教育研修センター 3階 会議室1

3 入札に関する説明

入札説明会は行いません

4 郵便による入札

入札書は、郵便で差し出すことができます。この場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「奈良県立病院機構の看護師白衣の購入に係る入札書」と朱書きして、令和元年12月23日（月）17時までに上記1に示す場所に到着するようにしてください。

第4 その他

1 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とします。

2 入札保証金

免除します。

3 契約保証金

契約規程第27条に定めるところによります。

4 入札者に要求される事項

- (1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示すとおり、入札参加資格確認申請書兼誓約書を所定の日時までに提出しなければなりません。
- (2) (1)の提出書類に基づき参加資格が認められる者を入札参加者とします。
- (3) 入札者は、所定の入札書を作成し、封をした上、所定の場所及び日時に入札してください。
- (4) 代理人をもって入札する場合は、その委任状を入札と同時に提出してください。
- (5) 入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。

5 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、契約規程第8条に該当する入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とします。

6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

7 契約書の要否

要します。

8 契約の不締結

落札決定後、契約締結までの間に、落札者について次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとします。

- (1) 落札者の役員等（法人にあっては役員（非常勤の者も含みます。）、支配人及び支店又は営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいいます。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいいます。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」といいます。）第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。）であるとき。
- (2) 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- (3) 落札者の役員等が、その属する法人等、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- (4) 落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
- (5) (3)及び(4)に掲げる場合のほか、落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

- (6) この契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が上記（1）から（5）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) この契約に係る下請契約等に当たり、上記（1）から（5）までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（上記（6）に該当する場合を除く。）において、奈良県立病院機構が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。

9 契約の解除

契約締結後、契約者について上記8の（1）から（7）までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにも関わらず、遅滞なくその旨を奈良県立病院機構に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがあります。この場合、契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。

なお、上記8の（1）、（3）、（4）及び（5）中「落札者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとします。

10 その他

詳細は、入札説明書及び仕様書によります。